

V.過積載の危険性

本章では、過積載による危険性、運転者に対する罰則、過積載防止のための配慮事項などを整理しています。

指導においては、過積載が引き起こす交通事故の実例により、運転者に危険性の理解を促すとともに、過積載を防止するために、運転者だけでなく、事業者や運行管理者に何が求められているのかなども周知することが大切です。

 【指針第1章 2-(5)】

1. 過積載による事故要因と社会的影響

指導のねらい

過積載の状態は、衝突時の衝撃力の増大、バランスを崩しやすくなるなどにより、重大事故を招くこととなります。過積載によって運行にもたらされる危険について理解を深め、運転者の認識を高めましょう。

(1) 過積載による事故の要因



ポイント

過積載によって、車両は事故を招きやすい状態となります。過積載によって生じる車両の状態を確認し、過積載運行の危険性の理解を促しましょう。

【解 説】

過積載によって、以下のような状態に車両が陥りやすくなる危険性を説明し、運転者の理解を深めましょう。

- 制動距離が長くなります。
- 衝突時の衝撃力は重量とスピードに比例して大きくなるため、被害が大きくなります。
- 高重心になりやすく、バランスを崩しやすくなります。
- 下り坂ではスピードが出やすく、ブレーキへの負担が多くなり、ブレーキライニングが加熱してブレーキが効かなくなるフェード現象を引き起こすおそれがあります。

定量積載 10 t 車の制動距離

	40km/h	80km/h
10 t (定量)	13.3m	50.3m
14 t (140%)	14.6m	58.9m
18 t (180%)	16.1m	70.3m

出典：(公社)全日本トラック協会「大型トラックの安全運行に関する調査研究報告書(H.3.3)」

(2) 社会に対する影響



ポイント

過積載は、事故要因となるばかりでなく、社会に対しても影響を及ぼすことを、運転者に対して説明し、過積載運行を行ってはならないとの意識を形成しましょう。

【解 説】

過積載は、以下のような状況を引き起こすこととなり、社会に大きな影響を及ぼすことを説明しましょう。

- ディーゼル車の排気ガスには有害物質が含まれているため、光化学スモッグや酸性雨の原因となるだけでなく、人体にもさまざまな影響をもたらしています。過積載運転では、通常走行よりも低速ギアでエンジンを高回転させる走行となるため、環境に一層の悪影響を及ぼします。
- 過積載は、自車のタイヤを摩耗させるばかりでなく、道路の路面にもダメージを与えます。
- 低速ギアでエンジンを高回転させる走行となるため、エンジン音が大きくなり、沿道への騒音がより深刻な問題となります。

2. 過積載による罰則

指導のねらい

過積載は法律違反であり、過積載運転に対する罰則が科せられ、過積載車両の運転が運転者の多大な負荷となることを十分に解説しましょう。

(1) 運転者に対する罰則

法



ポイント

過積載運転により、運転者には罰則が科せられます。運転者自身が地位を失うばかりか、会社の経営にも影響を及ぼすことを確認しましょう。

【解 説】

○過積載運転をすると、道路交通法に基づき、過積載の程度に応じた違反点数や罰金又は反則金が運転者に課せられます。

○大型車で10割以上の過積載をしていた場合には、違反点数が6点となり、免許停止処分になるとともに、反則金という行政処分ではなく「6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」という刑事処分を受けることがあります。

過積載に係る運転者に対する罰則

過積載の程度	大型車・中型車		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円



(2) 過積載に対する警察の措置

法



ポイント

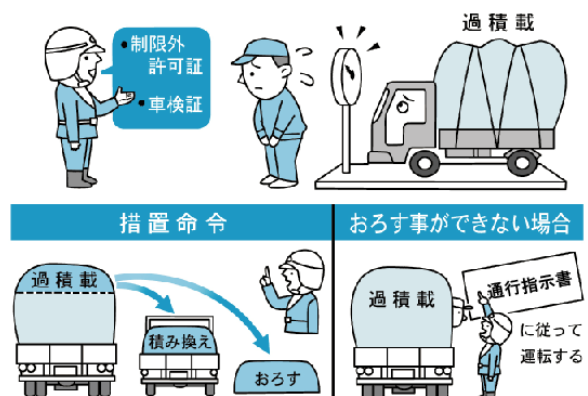
過積載と認められた場合の警察による措置について確認しましょう。

【解 説】

○車両が過積載と認められる場合には、警察官より車両の停止と自動車検査証や制限外許可証などの提示を求められ、積載物の重量測定が行われます。

○過積載に対する警察官からの措置として、「過積載分の積荷を降ろす」「代車に積替える」などが命ぜられます。

○過積載車両からその場で「荷を降ろす」ことができない場合には、警察官から通行区間や経路、その他危険防止に必要な措置を受け、「通行指示書」が交付されるので、その内容に従って運行します。



国土交通省の過積載等の行政処分基準については、以下をご参照ください。
 ■国土交通省自動車総合安全情報 (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3punishment/baseline.html>)

3. 過積載の防止

指導のねらい

過積載を防止するため、運転者に積載量の制限を正確に周知するとともに、過積載運転をしないための運転者の心得の定着を図りましょう。

(1) 積載量の制限

法



ポイント

積載量の制限は、車両によって違います。制限を正しく理解し、適正な積載量での運行を行う必要性を運転者に周知しましょう。

最大積載量＝車両総重量－（車両重量＋乗車定員重量）

【解 説】

○トラックに積める荷物の重さは、車両総重量と車両重量などの兼ね合いから、車両ごとに決まってきます。これを最大積載量といい、これを超えた積載を行うことが過積載であることを説明し、理解を促しましょう。

大型トラックの場合



(2) 過積載防止のために運転者に求められること



ポイント

過積載運転をしないためには、積載の制限についての正しい理解が必要であるとともに、NO とははっきり断ることが必要であることを指導しましょう。

【解 説】

過積載運転をしないための運転者の心得の定着を図りましょう。

○輸送実態としては、荷主の要請、給料への影響などにより、やむを得ず過積載運行を行っている運転者もいます。過積載が持つ危険性、社会への影響などを十分に認識させ、過積載はしてはいけないという意識を持つことが大切です。

○明らかに過積載であると判断できる場合には、NO とははっきり断ることが大切です。それでも荷主側が対応しない場合には、強い態度で臨んでよいということを認識してもらうことが重要です。荷積み場所において積載量を超える場合は、運転者から運行管理者等に連絡するように指示しましょう。

(3) 過積載に対する荷主などへの禁止事項



ポイント

過積載車両の運転を要求することは、法律で禁じられています。また、過積載を繰り返し行う荷主は、警察から違反行為の禁止を命ぜられることを周知しましょう。

【解 説】

道路交通法では、積載物を積載させる荷主などに対して、過積載車両の運転の要求等が禁止されていることをはっきりと説明しましょう。

○過積載車両の運転を要求してはならない。

○過積載になるとわかっていながら、積載物の引き渡し・売り渡しをしてはならない。

○このような行為を繰り返す荷主は、警察より違反行為の禁止を命ぜられる。

貨物自動車運送事業法では、過積載が荷主の指示で行われたことが明らかな場合であって、トラック事業者への処分だけでは再発防止が困難な場合、荷主に対して勧告をすることができることになっています。

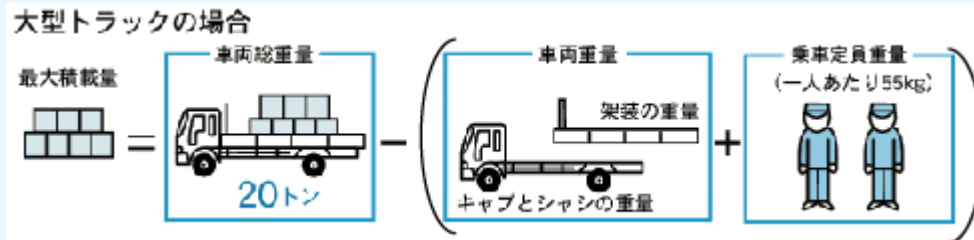
ここまでのおさらい チェックシートⅤ



日常チェックポイント

- ✓ 最大積載量は、どのように定められていますか？

→ 最大積載量 = 車両総重量 - (車両重量 + 乗車定員重量 (1人あたり 55kg))



- ✓ 過積載防止のために運転者に求められることとしては、何が挙げられますか？

→ ■ 過積載の危険性を十分に認識する

■ はっきりと断る姿勢を持つ



安全教育でのチェックポイント

- ✓ 過積載運転をした場合、運転者にはどのような罰則が科せられますか？

→ ■ 罰則は過積載の程度で異なる

■ 大型車で 10 割以上の過積載をしていた場合、違反点数は 6 点となり、免許停止処分となるとともに、反則金という行政処分ではなく、「6 か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」という刑事処分を受ける

- ✓ 過積載をすることによる社会的な影響としてはどのようなものが挙げられますか？

→ ■ ディーゼル車では、通常走行に比べ、過積載では低速ギア、高速回転走行により、より多くの有害物質を排出し、環境への影響が大きくなる

■ 道路や橋梁などの路面へダメージを与えることになる

■ 低速ギア、高速回転走行により、エンジン音が大きくなり、沿道への騒音が問題となる